

【紙申請】宅地建物取引業免許申請（更新） チェックリスト

●提出方法

業者の主たる事務所	和歌山市、海南市、海草郡の区域	左記以外
提出窓口	県庁建築住宅課	各区域を管轄する振興局建設部又は県庁建築住宅課
提出部数	正本1通、副本1通	
備考	現有免許証の有効期間が満了する日の90日前から30日前までの間に更新申請。 申請書審査後、免許証及び申請書副本1通を交付。その際、現有免許証の提出不要。 書類の控えが必要な場合は、部数に副本1通を加算。（窓口で受付印を押印して返却。）郵送の場合は返信用封筒を同封。	

●チェックリスト

必要書類等	提出	・確認事項等
事務所の案内図	○	・主な道路及び主な目標物等を書き入れ、分かりやすく記入。地図の添付でも可。
事務所の平面図	○	・入口から事務所までの経路を記入。 ・個人の生活居室や他の事務所等を通らずに行けるかどうか確認できるよう記入。 ・生活居室等や他の事務所等と壁やパーテーション等で区切られていること。
事務所の写真	○	・写真はカラー写真。副本はモノクロでも可。 ・①全景、②事務所入口付近（部屋番号の表示等があれば写し込む）、③事務所の内部全体の様子がわかるもの（撮影方向を変えて2枚以上）の計4枚以上添付。 ・事務所内部の写真は、業者票及び報酬額表の掲示が確認できるもの。
様式第1号 免許申請書	第一面	○
	第二面 法人の場合のみ記入	法
	第三面 事務所ごとに記入	○
	第四面	○
	第五面	○
様式第2号	添付(1) 第一面 宅地建物取引業経歴書	○
	第二面	○
	添付(2) 誓約書	○
	添付(3) 専任の取引士設置証明書	○
	添付(4) 第一面 相談役及び顧問 第二面 5%以上の出資者	法
添付(5) 事務所を使用する権原に関する書面	○	
添付(6) 略歴書	○	

様式第2号	添付(7) 資産に関する調書	個	・他の事業の用に供するもの及び私生活に供するものも含めて記入。 ・日付は、申請日前3か月以内。
	添付(8) 宅地建物取引業に 従事する者の名簿	○	・事務所ごとに記入。 ・「従業者証明書番号」欄は、従業者証明書及び従業者名簿に記入している番号を記入。番号は第1及び2けたは入社した年（西暦）の下2桁と、第3及び4けたは月の2桁を、第5けた以下には、従業者ごとに重複がないよう記入。（例）2023年4月採用の三人目の入社の場合は「230403」 ・「取引士であるか否かの別」欄は、専任取引士は○印及び「」に登録番号を、専任以外の取引士は「」に登録番号を記入。
	身分証明書（原本） ※ 本籍地の市区町村が発行するもの。運転免許証やパスポート等ではない。	○	・①代表者、②役員、③政令使用人、④相談役及び顧問について添付。専任取引士については添付不要。 ・代表者が未成年の場合は本人の「身分証明書」のほか、法定代理人の同意書、続柄の分かる住民票等を添付。また、法定代理人も「身分証明書」「登記されていないことの証明書」「略歴書」の添付が必要。 ・日本在住の外国籍の方の場合は住民票の抄本（国籍が記載されているもの）を添付。 ・外国在住の外国籍の方の場合はパスポートの写し等を添付。
	登記されていないことの証明書 ※ 法務局（本局）で交付又は医師の診断書（原本）	○	・①代表者、②役員、③政令使用人、④相談役及び顧問について添付。専任取引士については添付不要。 ・成年被後見人、被保佐人の登記されていないことの証明。 ・医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記入したものが必要。 ・外国籍の方も必要。
	法人の履歴事項全部証明書（原本）	法	・添付不要。 ・農業協同組合等、役員の登記を必要としない法人の場合は、役員の選出についての会議の議事録の写し等も添付。
	代表者の住民票（原本）	個	・住所地の市区町村が発行するマイナンバー、本籍地及び続柄が記入されていないもの。 ・住基ネット利用の場合は、添付不要。この場合、申請書右上に「住基ネット利用」と記入。
	貸借対照表及び損益計算書	法	・申請直前1か年分（納税証明書の決算期と一致しない場合は、納税証明書と同期のもの）の商号・決算期間が確認できる決算書の「表紙」、「貸借対照表」及び「損益計算書」を添付。
	納税証明書（原本）	○	・法人は税務署が発行する直前1か年分の法人税の納税証明書（その1、納税額等証明用）を添付。 ・個人は税務署が発行する直前1か年分の所得税の納税証明書（その1、納税額等証明用）を添付。
	研修受講報告書（原本）	○	・（公社）宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会に加入している場合は、各協会発行の研修受講報告書を添付。
	従業者名簿（写し）	○	・事務所ごとに備えつけている従業者名簿の写しを添付。 ・ 免許更新年度の4月1日から免許更新申請の間に従業者の変更があった際は、免許更新時に従業者変更届も提出。
	委任状	○	・代理人による申請の場合に必要。任意様式。
	代理人の本人確認書類	○	・代理人の顔写真付きの身分証明書の写し（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）を添付。

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のもの。

注2 「提出」欄の「○」は法人及び個人の両方、「法」は法人のみ、「個」は個人のみ提出必要。

●参考書式

<p>年 月から 年 月までの間、宅地建物取引業による売買、交換及び仲介の実績がありませんでしたが、これは_____（注）ためであり、この間、宅地建物取引業を休止していたものではありません。</p> <p>（注）例：営業活動はしていたが、契約に至らなかった</p> <p>和歌山県知事 様 _____ 年 月 日</p> <p>所在地 _____</p> <p>商号・代表者 _____</p>

●提出窓口一覧

提出窓口	管轄区域	連絡先
県庁建築住宅課 企画指導班	和歌山市、海南市 海草郡	〒640-8585和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-3180
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	岩出市、紀の川市	〒649-6223岩出市高塚209 電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	橋本市、伊都郡	〒648-8541橋本市市脇4-5-8 電話 0736-33-4922
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	有田市、有田郡	〒643-0004有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話 0737-64-1299
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	御坊市、日高郡	〒644-0011御坊市湯川町財部651 電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	田辺市、白浜町 上富田町	〒646-8580田辺市朝日ヶ丘23-1 電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	すさみ町、串本町 古座川町	〒649-3503東牟婁郡串本町サンゴ台783-8 電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	新宮市、那智勝浦町 太地町、北山村	〒647-8551新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話 0735-21-9624